

浜松市屋外広告業者等に係る是正指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市屋外広告物条例(平成17年浜松市条例第153号。以下「条例」という。)の規定に基づきこれに違反する屋外広告業を営む者に対する是正事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。) 条例及び浜松市屋外広告物条例施行規則(平成17年浜松市規則第138号)において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 違反行為 条例第39条から第41条まで及び第43条の規定により罰則又は過料が定められている行為をいう。
- (2) 違反点数 前号に掲げる違反行為をした者に対し付す点数をいう。
- (3) 是正計画書 浜松市屋外広告物等に係る是正指導要綱様式第1号による是正計画書をいう。
- (4) 登録業者 条例第29条第1項又は第3項の登録を受けた者(不正登録業者を除く。)をいう。
- (5) 特例業者 条例第32条の3第1項の届出をした者をいう。
- (6) 無登録業者 条例第29条第1項又は第3項の登録を受けずに屋外広告業を営む者をいう。
- (7) 特例業無届出業者 条例第32条の3第1項の届出をしていない者をいう。
- (8) 不正登録業者 不正の手段により登録を受けた者をいう。
- (9) 屋外広告物等 屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件をいう。
- (10) 違反広告物等 条例の規定に違反する屋外広告物等をいう。
- (11) 登録の取消し 条例第32条の2の規定により、登録業者又は不正登録業者に対しその登録を取り消すことをいう。
- (12) 営業の停止の命令 条例第32条の2の規定により、登録業者及び特例業者に対しその営業の全部若しくは一部の停止を命じることをいう。
- (13) 処分 前2号に掲げる行政処分をいう。

(条例の違反行為及び違反点数)

第3条 この要綱の対象となる違反行為及び違反点数は、別表第1のとおりとする。

(登録業者及び特例業者に対する屋外広告物等の違反行為に係る行政指導)

第4条 登録業者及び特例業者に対する屋外広告物等の違反行為に係る行政指導について

は、浜松市屋外広告物等に係る是正指導要綱と連動し、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 登録業者及び特例業者が違反行為（条例第 19 条第 1 項のうち許可の取消しに係るもの及び条例第 20 条第 1 項に係るものを除く。）を行った場合は、口頭又は文書により指導する。
- (2) 前号の口頭指導等の後、1 か月を経過しても違反行為を是正せず、又は是正計画書を提出しない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、違反点数告知書を送付する。また、是正計画書を提出しても是正期限までに違反行為を是正しなかった場合においても同様とする。
- (3) 許可の取消しにより、条例第 19 条第 1 項の除却義務が発生した日から 2 週間を経過しても、当該違反広告物等を除却しない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、違反点数告知書を送付する。
- (4) 条例第 20 条第 1 項の措置命令をした日から 2 週間を経過しても、当該措置命令に従わない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、違反点数告知書を送付する。
- (5) 前号の違反点数告知書を送付した日から 2 か月を経過しても、当該措置命令に従わない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、再度、違反点数告知書を送付し、その後も 2 か月を経過することに同様とする。

（登録業者及び特例業者に対する屋外広告業の違反行為に係る行政指導）

第 5 条 登録業者及び特例業者に対する屋外広告業の違反行為に係る行政指導については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 登録業者及び特例業者が違反行為を行った場合は、口頭又は文書により指導する。
- (2) 前号の口頭指導等の後、1 か月を経過しても違反行為を是正しない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、違反点数告知書を送付する。
- (3) 前号の違反点数告知書を送付した日から 2 か月を経過しても違反行為を是正しない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、再度、違反点数告知書を送付し、その後も 2 か月を経過することに同様とする。

（無登録業者に対する行政指導）

第 6 条 無登録業者に対する行政指導については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 無登録業者が屋外広告業を営んだ場合は、警告書を送付し、登録を受けるよう指導を行う。
- (2) 前号の警告書を送付した日から 1 か月を経過しても登録を受けない場合は、無登録業者に対して再度、警告書を送付する。

(特例業無届出業者に対する行政指導)

第 7 条 特例業無届出業者が屋外広告業を営んだ場合は、警告書を送付し、届出をするよう指導を行う。

(処分)

第 8 条 違反行為を行った者に対する処分は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 登録業者及び特例業者に対する処分

ア 登録業者及び特例業者が違反行為を行った場合は、原則として別表第 2 に定める基準に従い処分する。

イ 処分は、浜松市行政手続条例(平成 8 年浜松市条例第 69 号)に基づき聴聞を行った上で決定し、通知書を送付する。なお、営業の一部の停止に係る営業の範囲については、別表第 3 に定めるものとする。

(2) 不正登録業者に対する処分

ア 不正登録業者は、原則として登録の取消しを行う。

イ 登録の取消しは、浜松市行政手続条例に基づき聴聞を行った上で決定し、通知書を送付する。

(過料)

第 9 条 違反行為を行った者に対する過料は、次の各号に定めるところにより処すものとする。

(1) 登録業者及び特例業者に対する過料

ア 登録業者及び特例業者が、過去 5 年間に同一の事案に係る違反行為(過料に相当するものに限る。)について 3 回以上違反点数告知書の送付を受けたときは、原則として 5 万円の過料に処す。

イ 過料処分は、浜松市行政手続条例に基づき弁明の機会を付与した上で決定し、通知書を送付する。

(2) 特例業無届出業者に対する過料

ア 特例業無届出業者が、警告書の送付後 1 か月を経過しても正当な理由なく指導に応じないときは、原則として 5 万円の過料に処す。

イ 過料処分は、浜松市行政手続条例に基づき弁明の機会を付与した上で決定し、通知書を送付する。

(解釈と適用)

第 10 条 この要綱は、事務処理の原則を定めたものであるが、その原則のとおり事務処理をすることが適当でない場合には、条例の規定の範囲内において、個別事案の実情に応

じて異なる扱いをして差し支えないものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

令和 2 年 9 月 1 日一部改正（第 10 条追加）

別表第 1 (第 3 条関係) 違反行為及び違反点数一覧表

	違反行為	違反 点数	根拠条文 (屋外広告物条例)
屋外 広告物等 に係るもの	違反広告物等に対する措置命令に従わない行為	5 点	第 39 条の 2
	特別規制地域、禁止物件又は普通規制地域に違反広告物等の表示等をする行為	3 点	第 40 条第 1 号
	広告景観整備地区において整備基準に違反して屋外広告物等の表示等をする行為	3 点	第 40 条第 1 号
	許可を受けずに屋外広告物等を変更し、または改造する行為	3 点	第 40 条第 2 号
	除却すべき屋外広告物等を除却しない行為	3 点	第 40 条第 3 号
屋外 広告業に 係るもの	登録を受けないで屋外広告業を営む行為 1	-	第 39 条第 1 号
	不正の手段により登録を受ける行為 1	-	第 39 条第 2 号
	営業停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	10 点	第 39 条第 3 号
	業登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をする行為 1	3 点	第 40 条第 4 号
	業務主任者を選任しない行為	3 点	第 40 条第 5 号
	屋外広告物等に関し、報告、検査を拒む等の行為	2 点	第 41 条第 1 号
	屋外広告業に関し、報告、検査を拒む等の行為	2 点	第 41 条第 2 号
	廃業等の届出を怠る行為	1 点	第 43 条第 1 号
	営業所に標識を掲げない行為	1 点	第 43 条第 2 号
	営業所に帳簿を備え付けない等の行為	1 点	第 43 条第 3 号
	静岡県登録業者が浜松市内で営業する場合に特例業届出を怠る行為 2	-	第 43 条第 4 号
静岡県登録業者が浜松市内で営業する場合に特例事項変更の届出を怠る行為 2	1 点	第 43 条第 5 号	

1 特例業者は対象外 2 登録業者は対象外

別表第 2 (第 8 条 (1) 関係) 処分基準

処分の種類	処分の対象者	処分の内容
営業の一部の 停止	過去 5 年間に処分歴がなく、過去 5 年間の累積違反点数が 10 点以上の登録業者及び特例業者	30 日以内の 営業の停止
	過去 5 年間に処分歴があり、前回の処分以降の累積違反点数が 10 点以上の登録業者及び特例業者	90 日以内の 営業の停止
	過去 5 年間に処分歴があり、過去 5 年間の累積違反点数が 30 点以上の特例業者	180 日以内の 営業の停止
登録の取消し	過去 5 年間に処分歴があり、過去 5 年間の累積違反点数が 30 点以上の登録業者	登録の取消し

別表第 3 (第 8 条 (1) 関係) 営業の停止の範囲

営業の一部の 停止に係る 営業の範囲	<p>浜松市内における屋外広告業に関する請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為の停止</p> <p>ただし、営業の停止命令の到達以前に締結した請負契約に係わる工事は除く</p>
--------------------------	--